　貿易保険における環境社会配慮のためのガイドラインが、１０月１日に実施されることから、これを遵守するための規定の整備を行います。

（１）内諾規定の改正

内諾取得者と保険契約者（被保険者）が異なる場合において、内諾取得者の故意・過失による真実でない申請により日本貿易保険に損失が生じた場合、内諾取得者が賠償責任を負うこととします。

　改正規定

　「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」

（２）各種手続細則の改正

保険契約したプロジェクトについて、環境社会配慮が適切に行われているか確認するため、「プロジェクトの遂行を著しく阻害する環境社会上の問題が生じた場合」には、「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」として、貿易一般保険約款第13条及び海外事業資金貸付保険約款第10条に基づく報告義務を課します。

　改正規定

　「貿易一般保険（個別）手続細則」

　「貿易一般保険包括保険（機械設備・電線・鉄道車両・船舶）特約及び貿易一般保険　（中長期貸付契約・短期貸付契約）特約手続細則」

　「貿易一般保険（技術提供契約等）手続細則」

　「海外事業資金貸付保険手続細則」

お問い合わせ先：

　独立行政法人日本貿易保険　審査部環境グループ

　TEL : 03-3512-7685 FAX : 03-3512-7680

〒１０１－８３５９　千代田区西神田３－８－１　千代田ファーストビル３Ｆ